**平成２６年（フ）第２９９４号**
大阪市都島区毛馬町５丁目13番15―301号
破産者　八塚　敏恵
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３５１７号**
大阪府八尾市北木の本５丁目65番１号　プランドール102号、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２番52号
破産者　木村　邦彦
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１６３号**
奈良市南紀寺町２丁目276番地の９
破産者　桒田あけみ
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第６０号**
奈良県宇陀市室生大野3572番地の２
破産者　中森　長次
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１３９号**
奈良県香芝市旭ケ丘３丁目16―16、住民票上の住所京都府久世郡久御山町森中内８番地１
破産者　中島　道明
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１４０号**
奈良県香芝市旭ケ丘３丁目16番地16
破産者　中島　紀子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１４３号**
奈良県大和高田市北片塩町２番21号　レオパレス第15―103号室、前住所滋賀県甲賀市甲南町深川134番地84
破産者　野口　仁美
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１８０号**
奈良県磯城郡田原本町大字平野177番地の１
破産者　外山日登志
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第３６６号**
広島県大竹市玖波２丁目３番３号
破産者　天野　正俊
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第６７８号**
札幌市東区北25条東10丁目３番１号　ハイデンス錦６号
破産者　西島　文栄
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第６９６号**
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番62―504号
破産者　山本　隆昌
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第７６５号**
埼玉県鴻巣市吹上富士見１丁目５番21号、旧住所埼玉県熊谷市久下１丁目61番地　ベルビュー104
破産者　戸田　篤史
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７８号**
埼玉県熊谷市平戸1848番地６　昭栄コーポ103
破産者　丹路　政好
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第２０６号**
埼玉県大里郡寄居町大字寄居896番地、旧住所埼玉県深谷市小前田23番地１
破産者　岩田　幸三
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第２１７号**
さいたま市北区宮原町２丁目14番地18　コートハウスヒラヤマ205号、旧住所埼玉県比企郡吉見町大字山ノ下905番地２
破産者　福永　秀千
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第２３４１号**
愛知県春日井市下条町２―２―５　ホリモリ春日井201号室、開始決定時の住所愛知県春日井市白山町７丁目９番地11　ＢＡＹＡＮ　ＳＡＲＩ―ＳＡＲＩ　ＳＴＯＲＥ
破産者　ＭＳＡクリエイトこと　青木　正行
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４７７号**
名古屋市天白区久方１丁目69番地の２
破産者　近藤　陽二
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第８４５号**
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟1212号室
破産者　長川　昌典
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３１３号**
大阪府岸和田市別所町１丁目17番10―205号
破産者　ケイエーティユナイテッドこと　紀野　礼人（旧姓片岡）
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係